

## 中世イングランドにおける狂気と法

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 明治大学法律研究所 公開日: 2009-02-10 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 加藤, 哲実 メールアドレス: 所属:
URL	<a href="http://hdl.handle.net/10291/1332">http://hdl.handle.net/10291/1332</a>

【論説】

中世イングランドにおける狂気と法

加藤 哲 実

目次

序

一 狂気の原因と治療法

(1) 狂気の原因

(2) 憑霊現象としての狂気

二 狂人の治療・看護とその施設

(1) 親類責任の原理

(2) 施療院

三 狂人の犯罪と犯罪者処遇

結びに代えて

## 序

精神病や精神障害は、実は現代においてきわめて身近なことであり、その原因の解明と治療が焦眉の課題である。しかし、精神病の原因に関しては、心因性、内因性、外因性という類型化がなされ一定の解明がなされてはいるもの、いまだ明確になっていないとは言えない<sup>(1)</sup>。現代においては、増大するストレスが原因や引き金となって、誰もが精神的な変動状態に陥り、ときには精神病に至るのである。精神病として真っ先に挙げられるのは、内因性の精神病としての統合失調症（旧称・精神分裂病）(schizophrenia)と躁鬱病 (manic depressive psychosis) であろう。これらは決して現代に固有の病ではなく、人類史のなかで普遍的に存在した病である<sup>(2)</sup>。

精神病の治療に関して統合失調症を取り上げれば、治療以前の問題として四分の一から三分の一の割合で自然治癒の可能性があることが示唆されている<sup>(3)</sup>。統合失調症の治療法としては、第一に、脳に作用する薬を使う薬物療法 (pharmacotherapy)、特に最近強調されている EBM (Evidence Based Medicine) に基づく薬物療法がある。薬物投与には必ず副作用が伴うが、対症療法として顕著な効果を發揮していることも確かである。第二に、精神療法 (心理療法 psychotherapy) であるが、ここでは、一人格としての治療者、すなわち医師、精神保健福祉士あるいは臨床心理士が、患者の人格と触れあい、その内面から出てくる言葉に親身になって耳を傾け、それを可能な限り理解し、共感し、心理面で支えてゆくことが課題となる。ここでは、統合失調症というものを脳の部分的障害と考えるのではなく、ひとりの人間全体の病として考えることが重要であり、したがって、患者の全人格を対象として、バランスの取れた人格の回復を目指すことになるのである。第三に、作業療法を含む生活療法がある。無為のないし自閉的な症状が出て

いる場合に、社会性を持ち、社会復帰できるようにするための療法である。この療法においても、精神療法において同様のスタンスの取り方が重要になってくるであろう。そしてここで特に注意しなければならないことは、言わば「同病者による共同療法」といった方法が有効になってくるということである。つまり、同様の病を持つ人々が、共同して何らかの作業をする際に、人間的交流の過程で各自の人間の実存における悩みを共有できるようになるからである。相互支援のための組織であるセルフヘルプグループ（自助グループ）が重要な役割を果たすのもこの場面である。<sup>(4)</sup>

他方、統合失調症において現われることのある異常心理現象として憑依妄想や憑依現象があるが、その治療法として民間信仰に基づいた民間療法としての加持祈禱などが挙げられる（後述一(2)参照）。

さて、西欧中世においても、精神的な病ないし障害を持つていたのではないかと思われるような人々が存在し、史料にも登場する。そして、現代から見ればきわめて未熟なものではあるけれども、精神医学や精神病院に近いものも存在した。それでは、精神的な病ないし障害を持った中世の人々は、家族、社会、裁判所あるいは教会や修道院附属の施設院においてどのように扱われたであろうか。また、その病や障害の原因はどのように考えられ、どのような治療が施されたであろうか。本稿では、中世の人々が精神的な病というものをどのように見て、どのように対応したかについて考察し、それによって、人間が精神的な病、障害に対して今後どのようなスタンスを持って対応し得るのかを究明するための一助としたい。

なお、精神的な病に対して本稿で用いる用語についてであるが、現代の精神医学における概念を古い時代の病ないし心的現象に無批判に持ち込むことはできないので、一定の使い分けをすることにした。精神病 (psychosis) は近代医学によって初めて学問的に概念化された。近代医学発生以前においては、精神の変調状態を自然的な現象と見る見方も古代以来存在したが、超自然的な現象と見る見方が大勢を占めていた。そして、たとえ自然的な見方がなさ

れたとしても、重症であつたり原因の究明に限界を感じたときには結局は超自然的な見方を容認せざるを得なかつたのである。そこで、本稿では、近代医学発生以前の精神の変調状態を表現する際に狂気 (insanity, lunacy) という言葉を用いることにする。その意味するところは、周囲から見た場合に常軌を逸していることであり、正気を失つた状態である。古代ないし中世の人々は、その状態を説明するために、前述のように、超自然的な現象さらには神の世界とつながる神聖な現象を前面に出すことが多かつた。史料的には、妄想や幻聴の発生を彷彿とさせる記述も垣間見られるので、狂気は現代精神医学の概念で言えば内因性の精神病である統合失調症の重い症状に近い精神の変調状態であると思われる。ただし、統合失調症の病状は軽症から重症まで様々であり、激しい幻聴や妄想が出た場合にのみ深刻な状態になり、自分のアイデンティティー (自己同一性) が失われているような状態になるのだということをお銘しておくべきである。そうでないと、不要な誤解と差別心を産み出すことになるからだ。また、現代精神医学における鬱状態あるいは内因性、心因性ないし反応性の鬱病に相当する症状に対しては、メランコリア (melancholia) という用語を用いる。メランコリアの状態を狂気と呼ぶことはできないので、狂気とは別の概念として扱うことにする。

このような観点から、以下では、中世ヨーロッパ、とりわけ中世イングランドにおいて、狂気の原因はどのように考えられ、どのような治療が施されたか、狂人の治療・看護の施設、そして狂人の犯罪と処遇について検討する。

## 一 狂気の原因と治療法

中世の人々は狂気ないし狂人をどのように見ていたであろうか。狂気が重篤の場合、人々は、恐れ、無分別、好奇心、残酷さの入り交じつた態度で彼らに接したと言われている<sup>(5)</sup>。狂人は、一方ではキリスト教の神に最も近い存在とし

て畏敬の念を持たれることがあり、鄭重に扱われる場合もあった。彼らは、神の世界と人間の世界を媒介する存在と見なされ得たのである。他方では、言わば精神的に異形な者として恐怖の対象となり、差別されることもあった。当時、狂気の原因は明確にされていなかったので、人間の不思議な精神状態に対して人々は、それなりに納得できる説明を加えて未知のものへの恐れを解消しなければならなかったのである。

中世において、狂気の原因に関しては諸々の考え方があった。ほとんどは古代の影響を受けているのであるが、体液説、宇宙の諸力（月の影響など）説、食物・飲物説、心因説、悪霊憑依説などである。狂気の原因についての考え方は、大きく分類すれば、自然的なものと超自然的なものに分けられるが、それらに対応する形で、自然的な治療法と超自然的な治療法が考えられたのである。もともと、狂気という概念には、治療すべき疾患という考え方からはかけ離れたある種の聖性が付着していることも確かである。狂気の研究においては、実は、終始このことが問題となる。

### (1) 狂気の原因

狂気が体液の不均衡によって生じるといふ考え方は、中世において一つの見識であった<sup>6)</sup>。中世の精神医学における理論的基盤は、古代の体液説にあるとされている<sup>7)</sup>。中世を通じて医学の権威と仰がれた、古代の小アジア、ペルガモに生まれた哲学者にして医学者のガレノス（Galenos）（129頃—199）は、身体病について体液病理学的疾病観に基づく治療を提唱したが、精神病をもその一環で捉えた。ガレノスの体液説は、古代ギリシアの哲学者エンペドクレス（Empedokles, 490BC頃—430BC頃）に遡る。エンペドクレスは、この世界は空気、水、火、土の四つの基本元素から成り立っていると説いた。そしてこの四元素に四つの体液（血液、粘液、黄胆汁、黒胆汁）を対応させ、これらのバラ

ンスが崩れたときに、人間は、病気になると考えたのである。古代ギリシアの医学の祖ヒポクラテス (Hippokrates, 400BC頃—350BC頃) もまた、エンペドクレスの四体液説に基づいた疾病観を持っており、患者の体全体のバランスを回復するという方向で治療するのが彼の基本的な態度であった。現在に引きつけて考えれば、この「バランスの回復」という視点は、東洋医学と同様の視点であり、西洋近代医学の權威に盲従している現代日本の医療に建設的な批判を加える導きの糸となり得るものである。

体液説においては、精神的な変調状態のうち、今日の鬱病や鬱状態にあたるメランコリア (melancholia) は、体内の黒胆汁の過剰から起こるものとされ、その名もギリシア語の *melas* (黒い) と *chole* (胆汁) との複合語に由来する。ルペルツベルク女子修道院の院長であったビンゲンのヒルデガルト (Hildegard von Bingen, 1098-1179) は、自然学、医学、薬学に造詣が深く、医者としても活躍したが、伝記『ヒルデガルト伝』によれば、ヒルデガルトは、悪魔 (Gatan) に憑かれたとされた狂人の女性について、彼女の精神を濁らせているのは、ある体液状態であって、それが感覚能力を抑圧し、精神の高揚を妨げているのだとした。ヒルデガルトは、ガレノスの体液説を用いてこの診断を下した。悪魔憑きは身体の病気として理解されたのである。<sup>(8)</sup>

狂気の自然的原因として、宇宙の諸力、すなわち惑星や衛星、特に月の影響も考えられた。英語の *lunatic* (狂人、狂気の) や *lunacy* (狂気) の語源がラテン語の *luna* (月) であることは、このことを示唆している。<sup>(9)</sup>

さらに、社会的な環境や不安、悲しみ、過剰な心配のような心の難儀の故に、狂気は生じた。<sup>(10)</sup> 現代風に言えば、心因性の精神障害である。

西欧中世にも医者 (内科医) は存在したが、彼らは普通、病気は自然的原因に帰せられるべきであり、その原因に従って治療されるべきだと考えていた。精神的な病である狂気に対しても身体病と同じく、道徳的・宗教的説明で

はなく、注意深く診察を行ない、彼らなりに科学的な説明を行なう傾向にあった。<sup>(11)</sup> もっとも、患者の状態があまりにも奇怪で、医者たちの過去の経験からあまりにもかけ離れている場合には、彼らもまた、超自然的な説明を受け容れざるを得なかったのである。

## (2) 憑霊現象としての狂気

特に症状が重くて深刻な場合には、狂気はしばしば悪霊 (evil spirit) の憑依 (possession) という観点から説明された。中世のキリスト教世界において、悪霊は、人間の靈魂が罪ゆえに弱くなっているとき、あるいは、神が悪霊に何らかの命令を行なったときに、人間の身体の中に入るとされた。<sup>(12)</sup> 前者では、本質的にキリスト教の道徳的なアプローチが、狂気の理解の仕方に影響を及ぼしていたと言える。教会は、癩病患者と同様に狂人を、彼ら自身の罪、放縦、虚弱さのゆえとして責める場合もあった。<sup>(13)</sup> それゆえに、慈善的で敬虔な諸個人をして、狂人を避けせしめ、彼らに援助を行なわせないようにさせることもあったのである。<sup>(14)</sup> 後者すなわち神による悪霊への命令の場合には、その病は宗教的な罪とは関係なく、もっぱら悪魔の介在によっていたのだと説明された。

一二八五年、ヨークシャーの慈善施設で狂人の男性による殺人が起きた。彼は、自分の最愛の友人を殺してしまったのである。この事件を審理した陪審員たち (Jurors) は、彼は悪魔に誘導されてこの悲劇的な行為を行なったのだと判断し、責任を問わなかった。現代法的に説明すれば、後述のごとく、精神病で心神喪失のゆえに責任無能力のため無罪ということになるのである。しかし、教会側は、その狂人はキリスト教的罪のゆえに狂気という苦難を背負っているのだと主張して譲らず、その行動に責任を負わなければならないとした。<sup>(15)</sup>



いずれにしても、陪審員たちも教会の聖職者たちも身体に悪霊が入り込むという考え方を採ったのである。狂人の側の内面的現象としてみれば、彼は自分の魂を何かに明け渡してしまつたといふこともできよう。そして、そのばかり空いた空間に何かが入ってくるということである。だからこそ、その悪霊は身体から鞭で敲き出すことができると考えられたのだ。物理的な治療法としての鞭打ちは、ここから必然的に登場する。刑罰としての鞭打ちも存在したが、ここでは、祓いの要素に着目しているのである。

ここで、比較のために日本の「狐憑き」を思い起こしてみると、そこにわれわれは、キリスト教文化における「悪霊憑き」と共通の様相を見て取ることができる。狐憑きとは、狐の霊が人間の体に移つたとする信仰であり、現在でも広く各地で信じられている。憑かれた人間は狐のような行動をしたり、あらぬ事を口走つたりするのであり、日常的状态から逸脱した不可解かつ説明不能の状態になつたり行動をしたりするのである。見方を変えれば、人々はこのような人間の状態や振る舞いに対して、「狐憑き」という概念を用いることによつて解釈を施し、納得を得たのだとも言える。そして、実際には狐憑きに限らず、人ないし事物に憑く可能性を持つ様々の霊が想定されたのであり、広く憑物信仰ないし憑霊信仰と呼ばれるものが存在してきたのである。<sup>(16)</sup> 狐憑きを含む憑依現象は、統合失調症によつても現われることが知られている。<sup>(17)</sup>

狐憑きと悪霊憑きを比較してみると、次のようなことが明らかとなる。①憑くものは、一方は狐であり、他方は悪霊である。②両者共に人間に憑く。③憑かれた人間は、どちらの場合も狂気の状態に陥り、不可解な振る舞いをする。④狐憑きにおいては、狐（狐の霊）に憑依された者はそれを心身内から排除してもらふことによつて、狐憑きの状態から正常な状態へと復帰することが可能である。<sup>(18)</sup> つまり、狂気から正気へと復帰できることが信じられてきた。悪霊憑きにおいても、「憑かれた人の体から悪霊を追い出すことができるという考え方は、古く古代世界にまで遡る」<sup>(19)</sup> のであ

り、悪霊は狐憑きの狐と同様に心身に侵入することがあり、また追い払うこともできると考えられたのである。⑤ 狐憑きの治療法としては、加持祈禱のみならず、滝打ちや温泉への入浴といった水治療法、剣による狐の脅迫または峰打ち、松葉燻しなど、多くの技法がある。<sup>(20)</sup> 悪霊憑きの治療法としては、後に述べるように、呪文と祈禱を伴う悪魔祓い、聖なる泉の聖水を用いる方法、樺の木の枝による鞭打ちなどがあつた。⑥ 治療を行なうのは、狐憑きでは加持祈禱を専門にする僧侶や修験者、巫者(巫女)であり、<sup>(21)</sup> 悪霊憑きでは司教や修道院長のような聖職者であつた。<sup>(22)</sup>

カンタベリー大聖堂の一三世紀初期のステンドグラスには、哀れな狂人が彼の友人たちによって、健康をもたらずとされていた聖トマス寺院に連れて行かれる姿が描かれている。第一の場面では、彼はロープで縛られ、その友人たちが樺の枝鞭で彼を強く敲いている。狂人に憑いた悪霊を追い出すためである。第二の場面では、彼は正気となって現われ、神に感謝を捧げ、最後に、この苦行に用いられた全ての道具が捨てられる。<sup>(23)</sup>

他方、精神的な治療法として、祈禱によって悪魔ないし悪霊を取り除く悪魔祓い(exorcism)の儀式もあつた。憑かれた人の体から悪霊を追い出すことができるという考えは、古く古代キリスト教の世界にまで遡る。具体的には、古代から新約聖書と教会法に基づいた悪魔祓いの儀式が司教を中心に聖職者によって実行されていたのである。その際に司教によって唱えられた不可欠の呪文は、「不純な霊よ、立ち去れ。聖霊に場所を譲れ」、というものであつた。「ヒルデガルト伝」(前述参照)によれば、ビンデンのヒルデガルト(1088-1179)は、きわめて重篤な狂人女性の悪魔祓いにおいて、「サタンよ、退け、この女の体から。そして聖霊に座を譲れ」、と言って悪霊を退散させたという。ヒルデガルトは、この女性の治療に際して精神療法としての共同療法を採用している。彼女はその女性を修道院共同体に受け容れ、次のような治療を施した。すなわち、修道院の成員たちが空間的にその女性の傍に付いてやること、その女性と共に考え、共感し共に苦しむこと、修道院共同体が丸となってその女性のために祈りを捧げること、教区民か

らの喜捨、そしてこれを何週にもわたって繰り返すのである。このような治療法が駆使された後に、先に述べた、ヒルデガルトによる悪魔祓いの儀式によつてその女性は狂気から解放されたのである。<sup>(24)</sup> ヒルデガルトのこのような共同療法で実践されている人間的触れあひは、序で述べた現代の「精神療法」や「同病者による共同療法」における治療者と患者、同病者間の人間的触れあひと同様の意味を持つのであり、きわめて重要である。

また、髪は悪霊の好む隠れ場所とされていたので、憑かれた人々の髪は短く切られることが多かった。そして、狂気の度合いが重篤である人は、聖水に全身を浸けられることもあつた。中世においては、あらゆる身体病や精神変調の治療のためであるが、特定の聖なる泉への巡礼が広く行なわれていた。

修道院附属の施療院や都市共同体は、狂気の治療のための悪魔祓いや聖地巡礼を援助し、助成金を与えることもあつた。一四世紀、パリのオテル・デュー施療院は、狂人たちが聖マーティン・ドウ・ラルシャンの寺院ないし聖ヒルデベルト・ドウ・グルネの寺院に巡礼することができるように取り計らつた。また、精神に変調を来した修道女の癒しのために九日間の祈禱を行なうため一人の男性が聖マーティン・ドウ・ラルシャンの寺院に派遣された際に、その費用の支払いがその施療院によつてなされた。一五世紀、ニュルンベルクの市当局は、悪魔に取り憑かれた若い女性の悪魔祓いのための代金を支払つた。一五、六世紀の間中、バーゼルの市当局は、精神の障害を癒す力で靈験あらたかな寺院へ巡礼に行く人々に、紹介状や安全通行権を与え、時には財政的な援助を与えた。一四五二年と一四九五年には、癒しを求めて聖なる寺院へ向かう癲癩患者にも、狂人に対してと同様にこのような援助が与えられた。<sup>(25)</sup>

## 二 狂人の治療・看護とその施設

本章では、狂人の治療・看護がいかなる場で、どのように行なわれたかを検討する。狂人になってしまった場合に、狂気の程度にもよるが、その人は誰によって世話してもらえるのが先ず問題になる。身近にいる親類なのか、あるいは村落共同体、都市共同体、修道院<sup>II</sup>施設院などの組織なのかという問題である。

### (1) 親類責任の原理

一一〇八年から一一一八年の間に書かれたと推測されている『ヘンリー一世の法』の中に、「狂人で悪事を働いた者は、刑罰を科されることなしに、彼らの両親によって監視されるべし」<sup>(26)</sup>という規定がある。これは、後に狂人の犯罪と犯罪者処遇を扱う際に再度問題にするが、狂人の行為に関して広い範囲で親類・家族が責任を負っていたことを示唆するものであろう。

一三四四年の「プリストルの慣習 (Customs of Bristol)」によれば、狂人を管理し保護する責任は、基本的に共同体ではなく親類に負わせられていた。そして、発狂した人の全財産は、精神状態が良く (ad bonam memoriam) なるまでの間、彼の親類に引き渡されるべしとされた<sup>(27)</sup>。中世において、狂人を保護する責任は、一般に親類にあてがわれたのであり<sup>(28)</sup>、裕福な家の狂人は、自分の家で看護を受けるのが原則であった<sup>(29)</sup>。彼らは公権力の介入を受けることなく家庭で手厚く看護され、基本的には、農村共同体や都市共同体によってその存在を容認されていたのである。

なお、狂人が裕福な場合、当然のことながらその財産特に不動産の管理をめぐって法的な問題が生じた。法理論的には、不動産の管理との関連で、その人が本当に狂人なのか否か、後見人を任命すべきか否か、そして選ばれた後見人が適切な計算書を提出しているか否かなどを確定する洗練された法手続が一四世紀のイングランドには存在した。キャロル・ロークリフによれば、精神に異常を来したとされたキングズ・リン市のエマ・ベストーンは、一三八二年十一月に、ノーフォーク州の国王役人である封建的付随条件収入管理官（エスチータ、*eschetor*）によって吟味された。その結果彼女は、四年ほど前に「悪霊の誘惑によつて（*by the snares of evil spirits*）」突然正気を奪われたのであり、自分の仕事を行なうことができず、親類の保護下に置かれたということが明らかになった。そして、彼女は親類の世話を受けることになり、彼女の不動産の管理は三人の男性に任せられることになった。その際の条件として、三人の男性は彼女を扶養し、もしも彼女の健康が回復したならば、付加価値をつけてその不動産を返すこととされた。なお、狂気の原因とされた悪霊の処理に関しては、教会の聖職者に委ねられた。<sup>(30)</sup> 狂人の不動産の管理に関しては合理的な処理が施され、他方、狂気の原因除去に関しては、超自然的な対処のために教会が役割を果たしたのである。

一五世紀ドイツにおいても、親類責任の原理は存続していた。例えば、一四一〇年、ニュルンベルク市の市会は、一人の狂人の親類に対して、その狂人の扶養費用を負担させ、それを週毎に支払うよう命じた。また、一五世紀の終わり頃、その市会は、狂人の親類が彼らの費用で市の牢獄や塔に狂人を監禁してもらつことを可能にする命令を発した。一四八一年、寡婦テツツェル、彼女の受託人、そして彼女の親類は、彼女の狂人の息子を捕まえてザンクト・カテリーナ修道院の城壁の塔に収容することを求める請願を市会に提出した。その請願は市会によって認められ、それにかかる費用は狂人の家族によって支払われるべしとされた。一四八八年、狂人であったフレシエルという名の男性の妻と兄弟は、彼が他人に危害を加えることのないように彼を監禁せよと命じられた。もしも彼らがそれに応じることがで

きなければ、市会が必要なことを代わりに行ない、その費用は家族が負担すべしとされた。一四九三年には、ある狂人が塔から解放され、彼の親類の管理に委ねられた。もしも再び彼が暴力的になつたならば、彼ら親類が彼ら自身で、つまり彼らの費用で彼を監禁するという条件の下にであつた。<sup>(31)</sup>

一五世紀のケルンにおいても、狂人について、その行動の責任は親類が持つこととされてきた。狂人は、他人に危害を及ぼす可能性がある場合には拘禁され、家や城壁の塔に監禁されたが、そのような他害行為の可能性がなければ自由に町を歩くことができた。彼らは、場合によっては道化服を着せられることもあつた。<sup>(32)</sup>十六世紀後半のケルンにおいて、公権力がこの分野に介入してきた後も、狂人の面倒を見ることは、原則的には先ず家族・親類縁者の義務であると見なされた。<sup>(33)</sup>

このような考え方は、古代ギリシアのプラトンの時代に既にあつた。プラトンは次のように述べている。

「精神に異常をきたした者は、町のなかに姿を現わしてはならない。どの異常者の場合にもその近親者たちは、自分たちができるかぎりの方法で、彼らを家のなかに保護しておくべきである。これを怠る者は、異常者が奴隷である」と自由民であるとを問わず、罰金を支払わなければならない。<sup>(34)</sup>

町に出してはならず家のなかに閉じ込めておく（「保護しておく」ということなので、異常の程度が甚だしい事態であることが想定されているのであろう。違反には罰金が科されるといふ規定は、ことの重大さを示唆している。

親類責任の原理は、狂気に陥つた者の最も身近な人々が彼の看護をするということであり、それは親子兄弟の情愛を考えればごく自然なことである。そして、個人が属する共同体の筆頭が親類共同体であつたとすれば、個人に責任能力を問えない場合に彼の属する親類共同体に責任を負わせることは自然なことであつた。しかし、看護に關してであるが、経済的な理由から親類がその成員を手厚く世話できない場合、あるいは、看護ないし管理ができないほどに

狂気が重篤である場合には、別の方策が考えられなければならなかった。

## (2) 施療院

中世において裕福な家の狂人は、自分の家で看護を受けることができたが、貧困な家の場合には家族にそのようなゆとりがなく、主として修道院が公的な慈善という形で狂人の面倒を見ることになった。具体的には、修道院附属の施療院 (almshouse, hospital) が貧困な家の狂人の面倒をみたのであり、未発達ではあるが精神病院に近い役割をも果たしたのである。<sup>(35)</sup>

狂人が貧困であるとか、裕福であっても彼らを世話する人がいないとか、他害の危険があつて家庭で世話できないとか、あるいは社会を混乱させる恐れがあるなどの場合には、彼らは施療院に収容された。<sup>(36)</sup> このような場合、都市共同体の当局が施療院と協働して狂人の保護ないし管理を實行することもあつた。一四、五世紀ドイツにおいては、親類が全くいないときにのみ、あるいは共同体の安寧・秩序がかかっていると認められるときにのみ、当局は積極的に活動し、かかった費用を支払った。例えば、一三八六年、ニュルンベルク市の外科医オッテンは、狂人を治療した対価として市から報酬を受け取っている。また、一三八八年、同じくニュルンベルク市でクリュックリンという名の女性が、一人の狂人女性を監禁し、逃げないように見張ることで市から支払いを受けた。その狂人には親類がいなかったのである。さらに、一六世紀であるが、一五三九年の一〇月、内科医ペーター・マイアーは、ニュルンベルク市に到着して、狂人を治療することを市当局に申し出た。一月初めに彼は、施療院で二人の患者に治療を施すことによつて自分の医療技術を示す機会を得た。その患者たちが本当に回復していることが、市の三人の内科医によつて確かめ

られた後に、その患者たちは親類のもとに帰された。その施療院の管理責任者は、内科医マイアーと報酬について協議するよう市当局から命じられて、結局、マイアーは、一五三九年の二月初めに、報酬として二〇グルデンを受け取ったのである。<sup>(37)</sup>

一四世紀において、ロンドンでは、狂人のために特別の対策を取る必要が生じ、専用の施設を作る動きが生じた。一三六九年には、デントンという人物が、突然狂乱に陥って記憶を失った哀れな司祭やその他の男女のために、ロンドンに施療院を創建しようとした。しかし、彼の計画は実行までに至らなかつたという。イギリスの歴史家・年代記作者ジョン・ストー (John Stow, 1525-1605) によれば、発狂したり精神に障害を持った人々のための最古の看護施設は、ロンドンのチャリング・クロス (Charing Cross) の近くにあったが、「ある時イングランドの国王は、自分の宮殿の直ぐ近くにそのような種類の人々が存在することを好まなかつたので、彼らを遠くに移動させて、ベツレヘム施療院に連れて行かせた」という。<sup>(38)</sup>

ここに登場したイングランド最古の精神科施療院とされているロンドンのベツレヘム施療院 (St. Mary of Bethlehem) は、中世において、精神に障害のある人々のための最も有名な避難所であつたが、その前身は、一二四七年にビショップスゲイト (Bishopsgate) に創建された修道院であり、一三二九年に施療院が付設され、一三七七年から精神に変調を来した患者を收容するようになった。<sup>(39)</sup> 一四〇三年に、「理性を奪われた (mente capli)」六人の男性が收容され、一四一九年にはこの施療院の狂人に対して遺贈が行なわれている。一四三七年の国王の開封勅許状録 (Patent Roll) では、「狂人の救済」について語られており、この施療院において狂人の迅速な救済が実行されていないならば、敬虔な活動としての医療の規模が縮小されることが示唆されていた。町役場の書記であつたジョン・カーペンターは、これに反応して、彼の「一四四一年の遺言で、「ベツレヘム施療院の哀れな狂人たち」宛に遺産を残した。もう一人の市民ス



テイヴァン・フォースターも、そこに「留置されていた哀れな人々」のために一〇ポンドの価値の食物と衣類を与えるよう遺言執行人に指示した。ロンドン市長であったグレゴリーは、彼の著書『歴史蒐集集 (Historical Collections)』(一四五一年頃)の中で、この施療院とその慈善事業について叙述しており、何人かの患者はそこで健康な精神を取り戻し、別の何人かは重病のため長期間入院していると述べている。次の通りである。

「ベツレヘム施療院と呼ばれる聖母マリアの教会。そこには、正気を失った状態になっている多くの人々が見出される。そして、全く正当にも彼らはその場所に収容されている。そして、何人かは正気に戻って、再び健康になっている。そして、何人かはそこに四年間留まっている。なぜなら、彼らはすっかり正気を失っているので、治癒の見込みがないからだ。」<sup>(40)</sup>

ベツレヘム施療院の一三九八年における財産明細表において、「一つ、六個の錠前とともに六本の鉄の鎖。一つ、四組の鉄の手枷。二組の檻。(Item vij cheynes de Iren. com vij lokkes. Item iiii peir manyles de Iren. ij peir stockys.)」<sup>(41)</sup>とあるように、必要な場合には、狂人に対して、錠前、鎖、手枷そして檻が用いられたことが分かる。狂人が監禁されなければならぬような深刻な事態があったということである。

一四世紀末において、ソールズベリーの聖三位一体(Holy Trinity)教会付属の施療院には、一般的な病気の人や出産時の女性が収容されただけでなく、狂人もまた収容されたという。一四一四年の施療院改革の請願書において、施療院の一部は、「自分たちの理性と記憶を失った人々(hors de leur sens et memoire)」を扶養するために存在するのだと述べられている。しかし、彼らの収容を禁じる施設も多く存在した。例えば、コヴェントリのセント・ジョン修道院に寝所を遺贈した人が定めた規約においては、当該寝所利用希望申込者は、「狂人、喧嘩好き、癩病人、伝染病感染者」であってはならないとされた。また、ユーエルム(Ewelme)修道院やクロイドン(Croydon)(Greater London

の(一行政区画)の施療院からも狂人は排除された。<sup>(42)</sup> 伝染病の患者と同列に扱われていることから見て、その施設において管理できない場合には、狂人は排除されたということであろう。他方、先に見たベツレヘム施療院の場合には、いかなる狂人をも保護・管理できる方針、技術そして道具が備えられていたということになる。言わば、実力と自信のある施設は、あらゆる狂人を受け容れ、治療・保護・監禁を行なったのである。

ベツレヘム施療院は、一五三〇年代の宗教改革に伴う修道院解散に際して、ロンドン市長ならびにロンドン市民たちの運動によって破壊を免れ、存続した。一五六〇年になって、時の女王エリザベス一世は、この施療院を支持して次のように宣言している。「何人かの人は正気を失っている。それらの人々は、神が彼らに恵みを与え、あるいは彼らに正気を再び戻すまで、ベツレヘム施療院に引き留められ、扶養されるべし。(Sume be straight from there wyttes, thusse be kepte and mayntend in the Hospital of our Ladye of Beddelem untyle God caule them to his marcy or to ther wyttes agayne.)」<sup>(43)</sup>

ところで、どのような財源が施療院の経費に充当されたのであろうか。まず、財源の一部は狂人の友人や親類から集められた。また、狂人たちの救済のために、多額の義捐金一般の人々から集められた。狂人救済のために、イングランド中の慈善家から寄付金が集まった。その慈善家たちは、精神的な病で苦しむ男女を助けることによって、自らの靈魂の死後の世界における救済を期待した。<sup>(44)</sup> セント・メアリ修道院Ⅱベツレヘム施療院への寄贈は神への寄贈であり、そのお返しは死後の世界における永遠の命であった。このような世俗的な関心と靈界への関心が相俟って、人々の心は喜捨 (donation) へと突き動かされたのである。

ヨーロッパ大陸に目を転じてみると、初期の修道院は、「憑かれている」と見なされた狂人を受け入れていた。例えば、聖テオドシウス (c. 529) は、彼の修道院を四つの部門に分け、四番目の部門を、憑かれた人々のためのものとし

た。この部門からお祓い所としての「悪魔祓いの家」が發展することになり、憑かれた人々の看護を行なう施設となつた。<sup>(45)</sup>その後、時代は降るが、修道院を中心に狂人のための施設が創建されるようになる。例えば、一一〇〇年頃メツツに狂人のための宗教慈善施設、一二世紀末、チューリッヒに狂人も入院できる治療院、一三世紀末、ケルンに狂人の看護のために開放されたアレクシオ修道会の修道院、一三〇五年、ウプサラに狂人のための「聖霊の家」、一三二六年、エルブロンクに狂人のための施設、一三七六年、ハンブルクに「愚者たちの箱」という病棟、一四一〇年、パドヴァに癲狂院（「狂人たちの家」）などが創建された。<sup>(46)</sup>

スペインのバレンシアでは、一四一〇年に、看護を重視した治療プログラムを持つ最初の公的な癲狂院としての「悪を知らぬ人々の治療院」がファン・ヒルベルト・ホフレ神父（1301-1417）によって発案され創建された。これは、スペインにおける狂人処遇への、アラビア医学の最初の影響とされている。ホフレ神父のこの発案は、スペインにおいて継承され、新たに同種の施設が創建された。一四五二年、サラゴサに作業療法を採用した「聖母記念治療院」（「町とその周辺の弱き人々の家」）が創建されたのを初め、一四三六年、セビリヤとバドロードに、一四五六年、マリョルカ島のパルマに、一四八〇年、トレドに、一四八一年、バルセロナに、同様の施設が創建されたのである。<sup>(47)</sup>

### 三 狂人の犯罪と犯罪者処遇

精神障害者が法に触れる行為（触法行為）あるいは犯罪を犯してしまった場合、法的にどう対処すべきかの問題は、わが国の刑事責任論における重要な論点の一つである。心神喪失ゆえに責任無能力のため不起訴にし、あるいは起訴しても無罪にするとか、心神耗弱ゆえに限定責任能力のため刑を軽くするという考え方が刑法の基本にあるが、繰り

返し発生する深刻な事件を背景として、精神鑑定の問題、「心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律」(「心神喪失者等医療観察法」)(二〇〇三年七月一六日公布)をめぐって議論が展開されてきている。この法律は、心神喪失または心神耗弱の状態で殺人や放火など重大な他害行為を行なった人を対象とするが、このような人の社会復帰には困難を伴う場合が多く、手厚い支援を必要とするため、通常の施策と共に新たな社会復帰施策を講じようとするものである。しかし、諸々の契機によって後押しされたとしても、欧米と比較しても明らかに貧弱なわが国の精神医療の問題を根本から解決せずに、重大な他害行為を行なってしまった者の処遇に向けて制度化を急いだやり方は、慎重さに欠けたと言わざるを得ない。もともと、この法律の範囲内で行なうこともできるので、特に社会復帰に向けて治療を施す場としての専門治療施設の整備が急がねばならないであろう。

一方、精神障害者が犯罪を犯して起訴された場合に、その人は、自分の刑事責任能力の欠如を抗弁として無罪ないし減刑を主張できるという制度が古来存在する。「精神障害の抗弁(狂気の抗弁、*defense of insanity*)」と呼ばれるものである。それは、犯罪の訴追が為されたときに、被告人が精神の疾患ゆえに行為時に刑事責任能力を欠いていたことを主張する被告側の抗弁である。一八四三年にイギリスの貴族院によって判示されたマクノートン準則(*McNaghten*)によれば、それは、犯罪行為の実行時点において、被告人が精神の疾患ゆえに理性を欠き、自分の行なっている行為が何であり、どのような性質のものであるかを知らず、または知っていても、その行為が悪いことであるということとを知らなかったということが明白に証明されたときには、刑事責任能力なしとするものである。わが国については見れば、刑法第三九条の「心神喪失者の行為は、罰しない」という規定の中にその精神が反映されている。ここで心神喪失とは、精神の障害により事物の是非善悪を弁別する能力またはその弁別に従って行動する能力のない状態をいうのである。

それでは、中世イングランドにおいてははどうだったであろうか。ここに、一四世紀初期における、狂人による殺人事件の事例として、次のような二つの史料がある。

〔史料1〕（一三二九―一三三〇年）

「殺人犯とされた人が死亡していたために、殺人の告発に対して、彼の友人の一人が名乗り出て、その人は無罪宣告されていたのだと述べた。彼は国王の「無罪放免の特許状を提示したが、その特許状には、次のように書かれていた。すなわち、未決囚釈放裁判の裁判官たちが、その人が正気でなく気が狂った状態のときに犠牲者を殺したことを審問によって知ったと国王に報告し、それ故に国王が彼を無罪放免にしたのだ、と。その「無罪放免」恩赦は、認められた。」<sup>(48)</sup>

〔史料2〕（一三二九―一三三〇年）

「クリプストンのロバート・フィッツアダムは、彼の気が狂っていたときに、彼の従者、ピーターバラのサイモンを、クリプストンにおいて殺した。彼はその行為の直後に逮捕され、ノーサンプトン城の未決囚釈放裁判のために任命された裁判官たちであるブラバンゾンのロバートと彼の同僚たちの面前に連れて来られた。そしてそこで、前述の殺人について罪状認否の手続が行なわれた。前述のロバートが自分の運命を委ねた陪審は、彼が一四年の間狂気の状態にあったこと、そして彼が前述のサイモンを、その病気にかかった状態で狂乱のうちに、重罪としてでもなく殺意を持ってでもなく殺したことを探り出した。したがってロバートは、国王の恩赦を待つために牢獄に再留置された。国王エドワード一世は、ロバートに対する訴訟を大法官府に持って行かせ、そしてそこで、その訴訟の吟味に基づいて、特許状によってロバートに無罪放免のための訴訟を許した。その特許状は以下の通りである。

『イングランドの王、アイルランドの領主、そしてアキテーヌの伯であるエドワードは、神の恩寵によって、この

特許状が送られる全てのベイリフたちと忠実な人々に挨拶する。ノーサンプトンで未決囚釈放裁判を行なうために最近任命された裁判官、忠実で愛すべきブラバンゾンのロジャーとウィリアム・インゲの記録文書によって、ピーターバラのサイモンの死について告発され逮捕されて前述の牢獄に留置されているクリプストンのロバートは狂人であり、一四年間狂気の状態は続き、前述のサイモンをその病気にかかった状態で狂乱のうちに、重罪としてでもなく殺意を持ってでもなく殺したということを知ったので、われわれは同情心に突き動かされて、前述の殺人についてわれわれのものである無罪放免のための訴訟をロバートに許して、そしてこの件において彼に断固たる無罪放免を認めた。ただし、このことについてもし誰かが彼を訴えることを希望するならば、彼「ロバート」はわれわれの裁判所で待機するという条件をつけてである。このことの証拠としてわれわれは、この特許状を作成させた。一三〇〇年三月一八日、ウエストミンスターにて。証人は私自身。』

次に、もしもその殺人に関して前述のロバートを訴えたいと希望する者がいるならば名乗り出るべしと、厳かに宣言された。誰もそうしなかった。それゆえに、断固たる無罪放免が彼に許された。<sup>(49)</sup>

これら二つの史料から分かることは、この時代に殺人者は、行為時に狂気の状態にあったことが陪審によって認定されたならば、国王の恩赦によって無罪放免にされ得たということである。史料2の場合には、殺人者が、当該行為の前一四年間狂気の状態にあったこと、そしてその行為に際して殺意を持っていなかったたのでそれが重罪たる殺人罪に該当しなかったことにも触れられている。

F・W・メイトランドは、彼が編集したエドワード二世の年書の序文で、一四世紀の「狂人たる殺人者は、現在「一九世紀末」われわれが彼らを扱うと同様に、扱われた」と述べて、一つの事例として、ジオフリーという名の狂人がある人を殺したが、それは重罪に当たらないことが陪審によって認定され、その結果彼は、期間を定められずに牢獄

に収監されることとなった事件を紹介している。一四世紀のイングランドにおいて刑事責任無能力の法概念が存在したことは、裁判所における子どもの扱いからも分かる。

〔史料3〕（一三三三—一三三四年）

「一二才未満の子どもが法喪失宣告を受けたとしても、そのような法喪失宣告は無効にされるであろう。なぜなら、一二才未満の子どもは十人組の成員になれず、また、裁判において宣誓を行なうこともできないからである。」<sup>(51)</sup>

一二才未満の子どもは法的能力も責任能力も持たず、したがって、たとえ何らかの犯罪を犯して、法の保護を失うという刑罰（法喪失宣告 *outlawry*）を受けたとしても、それは無効であったのである。子どもは、一二才になって初めて重罪で訴えられ得るようになった。<sup>(52)</sup>

一四世紀イングランドの国王裁判所における、狂人による殺人に関する事実認定と法的判断は、先に述べたマクノートン準則とわが国の刑法第三九条の趣旨に一致する。以下では、このような法的判断が、一四世紀以前においても行なわれていたかどうかについて検討する。

まず、遠く時代は遡るが、プラトンは彼の著書『法律』の中で次のように述べている。

「これらの犯罪〔神々の物の略奪、国家を裏切る行為、国制を覆すための法律違反行為など〕のどれかを犯す者は、おそらく、狂気の状態にあるために、あるいは、病気にかかっているとか、非常に高齢にあるとか、子どもに近い状態にあるとかで、狂気の人と少しも変わらない有様であるために、そんな犯罪を犯すのでしよう。

もし、こういった事情のどれかが、犯人なり犯人の弁護人の申し立てにもとづいて、それぞれの事件に関して選出された裁判官たちに明白となり、そしてその犯人はそのような心身の状態にあつて違法の行為をしたのであると裁定された場合には、その者は、誰かに与えた損害に相当するだけの額は何としてでも弁償すべきであるけれども、その

他の刑罰は免除されるものとしよう<sup>(53)</sup>。

すでに古代ギリシアにおいて、狂気の状態で違法な行為を犯した場合には、その行為者に対して刑罰が科されないという法原理が存在したことを、われわれはここに見ることができる。

イングランドに戻って、アングロ・サクソン時代の社会について見ると、アングロ・サクソン史料のブルグンド・ライプラー写本の一節では、「もしも或る人が、正気を失って誰かを殺したならば、彼の親類に被害者への支払いをさせよ。そして、その殺人者はお構い無しにせよ<sup>(54)</sup>」と記されている。被害者への損害賠償金の支払いは親族に義務づけられるが、狂人たる殺人者は刑事責任を負わなかった。また、大司教ウルフスタン (1009-1095) によって起草されたと信じられている、エセルレッド二世 (968-1016) の法律の手書き写本においては、「もし人が自分の意思によってではなく、故意にはなく、悪行を行なうことがあった場合には、その事件は、人が彼自身の自由意思で、意図して、故意に行なった事件とは異なるのである」と述べられている<sup>(55)</sup>。ここでは、狂人の行為が直接に問題になっているわけではないが、行為者の意思が存在したか否かが論点になっているのであり、当然に、狂人の責任能力の問題に関わったはずである。エセルレッド二世の後継者クヌート王 (995頃-1035) の法もまた、行為者の意思の重要性を強調していた。そこでは、「もし誰かが、自分の意思によってではなく何かを行なったならば、その事件は、故意に行なったものとは全く異なるのである」と述べられている<sup>(56)</sup>。一一〇八年から一一一八年の間に書かれたと推測されている『ヘンリー一世の法』の主たる部分は、ラテン語に翻訳されたアングロ・サクソン時代の判決の引用から成っているが、ここにも興味深い記述が見出される。すなわち、「もしもある人が聾啞者で、そのために質問したり答えたりできない場合には、彼の父親に罰金を支払わせよ。狂人で悪事を働いた者は、刑罰を科されることなしに、彼らの両親によって監視されるべし<sup>(57)</sup>」というようにである。意思や意図は問題にされていないが、狂人が犯罪を犯した場合に、刑罰は科



されず、その後の処遇に関しては、その狂人の両親が責任を持って監視することとされたのである。

こうして、一四世紀以前においても狂人の刑事責任無能力という考え方が採用されていたことが分かる。

ところで、殺人を犯して裁判で無罪とされた狂人は、その後どういふ扱いを受けたのであろうか。前述のジオフリーの事件では彼は、「期間を定められずに牢獄に収監される」ことになった。その間の費用は可能であれば彼の親類が支払ったであらう。それが不可能ならば、共同体や王国が負担したと思われる。また、「ヘンリー一世の法」においては、「彼らの両親によつて監視されるべし」とされているが、もしも狂気が重篤であるならば、いつでも自宅に監禁というわけにはいかず、その両親の負担で例えば牢獄や治療院に隔離されたはずである。

先に見たように、一四世紀のベツレヘム治療院には「六個の錠前と共に六本の鉄の鎖」、「四組の鉄の手枷」、「二組の檻」などが用意されていたことから、その治療院が重篤な狂人にも対応したことが分かる。したがって、重罪を犯したが裁判で無罪とされた狂人を親類が管理できない場合には、その費用を親類が負担する形で、治療院に委ねることもあったと考えられるのである。牢獄と治療院では、もちろん後者の方が狂人にとっては幸せだったであらう。治療院は修道院付属が多かったので、ヒルデガルトの共同療法について先に見たように、看護体制は牢獄とは相当に異なっていたはずだからである。居住環境も大いに異なっていたことは想像に難くない。

もう一つ指摘しておかねばならないことは、重罪を犯した狂人について、看護だけでなく根本的な治療が施されねばならなかったときには、環境を整えて心の難儀を取り除いたりハーブ (herb) を中心とした薬物による療法も行なわれたであらうが、究極的な治療手段としては教会聖職者による悪魔祓いの儀式が実行されたということである。

## 結びに代えて

以上、現代の精神医療と触法精神障害者の処遇の問題などを念頭に置きながら、中世イングランドを中心に、狂気の原因と治療法、治療・看護施設、狂人の犯罪と犯罪者処遇に関して考察してきた。その結果、先ず言えることは、中世のヨーロッパは決して精神障害者（狂人）の暗黒時代ではなかったということである。彼らは基本的には親類・家族によって看護され、共同体によって受容され、親類・家族の手に負えないときには共同体や修道院付属の施療院によって看護された。そこでは狂人は、家族共同体、農村・都市共同体ないし宗教共同体が発するオーラ (aura) に包まれることによって癒しを体験したはずであるし、周囲の人々の暖かい眼差しを受け取ることもあったのである。狂気の原因が悪霊憑きと見なされたとき、その治療法には、聖水の利用とか樺の枝による鞭打ちがあり、定型の呪文を伴う悪魔祓いの儀式があった。さらには、ヒルデガルトによって行なわれたような、人間らしさを伴う精神療法としての「共同療法」もあった。

看護・治療の費用負担については親類責任の原理があったが、それが機能しない場合には、共同体や施療院が費用を負担し、狂人の援助を積極的に行なっていたのである。施療院の経費のための財源は、慈善家による義捐金・寄付金・喜捨によって充当されたが、慈善家の喜捨の動機には、人間性の発露と共に死後の世界におけるキリスト教的な永遠の命の約束というものがあつた。贈与慣行を堅持していた中世社会では、喜捨に対するお返しは、死後の世界で神によって与えられるという信仰があつたからである。

不幸にも狂人が重篤の狂気ゆえに犯罪を犯してしまった場合には、裁判所で刑事責任能力が吟味され、責任能力が

欠如していれば無罪とされ刑罰は科されなかった。その犯罪が、取り憑いた悪霊の仕業であるとされれば、本人には責任が無いのであり、残る課題はその者からいかにして悪霊を除去するかであった。したがって、狂人のその後の処遇は、隔離のために牢獄や施療院に收容することであり、様々の治療に加えて聖職者による悪魔祓いを実行することであった。

重罪に関わった狂人の扱いにおいては、一方では、その者を保護し狂気からの解放を目差す医療に重点が置かれ、他方では、保安対策として共同体の安寧・秩序を保つための隔離・監禁に重点が置かれた。現代の触法精神障害者の処遇においては、理論的には、本人の人権保護と治療重視が一方にあり、他方では、自傷他害の危険を回避するためにその者を隔離するという方策が採られている。前述の「心神喪失者等医療観察法」(二〇〇三年七月一六日公布)は、このような解決の模索における一つの妥協策といふことができよう。そして、この法律に命を吹き込むことが、今後の課題となるであろう。

次に、中世において、狂気が重篤ではなく、一定程度の精神の変調状態にある者に対して、周囲はどのようなスタンスを取ったのが問題となる。悪霊が憑いたと見なされれば、癒しを求めて家族、友人、聖職者による神への祈り、そしてそれで足りなければ聖職者による悪魔祓いが行なわれた。そこには、その人の悩みを聞き共感し共に考えることができるような、人間的触れあひのできる人々がいた。一元的なキリスト教世界観のなかで、人々が一丸となって心が弱った人に救いの手を差し伸べることのできる環境がそこにはあった。その結果、狂気という病に対して、部分還元主義的観点からではなく、一人の人間全体の病として言わば全体論 (holism) 的観点から、治療が施されたのではなからうか。<sup>(58)</sup> 共同体というまとまりがそこでは重要な役割を果たしたであろうし、共同体成員が持っていたキリスト教信仰がその一助となったに違いないのである。

註

- (1) 精神病の診断基準としては、アメリカ精神医学会が作成した高橋三郎他訳『DSM-IV-TR精神疾患の診断・統計マニュアル』医学書院、二〇〇二年、世界保健機関（WHO）が作成した融道男他監訳『ICD-10精神および行動の障害・臨床記述と診断ガイドライン』医学書院、一九九三年参照。
- (2) 例えば、統合失調症について、宮本忠雄「精神分裂病の歴史と概念」『精神分裂病の世界』紀伊國屋書店、一九七七年所収参照。
- (3) 同右書、七二頁。
- (4) 具体的には、例えば、多くの会員に支えられ運営されている、精神保健福祉士・松浦幸子氏主宰の「調布クッキングハウス」（一九八七年創立）から学ぶところは大きい。
- (5) Carole Rawcliffe, *Medicine and Society in Later Medieval England*, Great Britain, 1995, p.10. F・イルジューラー、A・ラソツタ著、藤代幸一訳『中世のアウトサイダーたち』白水社、一九九二年、一一二頁。
- (6) Rawcliffe, *op. cit.*, p.17. George Rosen, *Madness in Society*, London, 1968, p.145.
- (7) ハインリッヒ・シッパース著、濱中淑彦訳『中世の患者』人文書院、一九九三年、一六四頁。
- (8) 同右書、一五四頁。
- (9) Rawcliffe, *op. cit.*, p.10.
- (10) Rosen, *op. cit.*, p.145.
- (11) Rawcliffe, *op. cit.*, p.17. Rosen, *op. cit.*, p.146.
- (12) Rawcliffe, *op. cit.*, p.10. シッパース『中世の患者』（前掲）一六一頁。
- (13) Rawcliffe, *op. cit.*, p.17.
- (14) *Ibid.*, p.13.
- (15) *Calendar of Inquisitions Miscellaneous*, vol.1, no.2279, cited by Rawcliffe, *op. cit.*, p.11.
- (16) 川村邦光「狐憑きから『脳病』『神経病』へ」小松和彦責任編集『怪異の民俗学』第一巻「憑きもの」河出書房新社、二〇〇〇年所収。中村雅彦『呪いの研究：拡張する意識と霊性』トランスビュー、二〇〇三年。小松和彦「狐憑き」『世界大百科事典・第二版』平凡社。
- (17) 『精神医学事典』弘文堂、二〇〇一年、六八〇頁。

- (18) 川村「狐憑きから『脳病』『神經病』へ」(前掲) 八五頁。
- (19) シッパーゲス『中世の患者』(前掲) 一五六頁。
- (20) 川村「狐憑きから『脳病』『神經病』へ」(前掲) 八五頁。  
同右書、同頁。
- (21) シッパーゲス『中世の患者』(前掲) 一五五—一五九頁。
- (22) Rotha Mary Clay, *The Mediaeval Hospitals of England*, London, 1909, p.31.
- (23) シッパーゲス『中世の患者』(前掲) 一五六—一五九頁。
- (24) 以上のごとく、Rosen, *op. cit.*, p.142 参照。
- (25) Nigel Walker, *Crime and Insanity in England*, Edinburgh, 1968, p.17. F. Liebermann, *Die Gesetze der Angelsachsen*, Bd. I, 1903, S.595.
- (26) Clay, *op. cit.*, p.32.
- (27) Rosen, *op. cit.*, p.139.
- (28) Rawcliffe, *op. cit.*, p.205.
- (29) *Ibid.*, pp.12—13.
- (30) Rosen, *op. cit.*, p.143.
- (31) イルジークラー他『中世のアウトサイダーたち』(前掲) 一〇六—一〇七頁。
- (32) 同右書、一一二頁。
- (33) プラトン著、森進一他訳『法律(下)』岩波文庫、一九九三年、第十一卷、九三四—D。
- (34) Rawcliffe, *op. cit.*, p.205.
- (35) Rosen, *op. cit.*, p.139.
- (36) *Ibid.*, pp.141, 143.
- (37) Clay, *op. cit.*, p.32.
- (38) 一五四七年にロンドン市当局がこの地を国王から購入し、正式にロンドン市の「精神病院」に精神病科施療院にした。松村
- (39) 趙・富田虎男編者『英米史辞典』研究社、二〇〇〇年、六五頁。

- (40) Clay, *op. cit.*, p.33.
- (41) *Char. Com. Rep.*, xxxii. vi.472, cited by Clay, *op. cit.*, p.33.
- (42) Clay, *op. cit.*, pp.33-34.
- (43) *Ibid.*, p.34.
- (44) Rawcliffe, *op. cit.*, p.12.
- (45) シンナーゲス『中世の患者』(前掲)二七三頁。
- (46) 同右書、二七六頁。
- (47) 同右書、二七四～二七五頁。
- (48) *The Eyre of Northamptonshire, 3-4 Edward III, A. D. 1322-1330*, vol. I ed. by D. W. Sutherland (Selden Society, vol.97, London, 1983.), p.215.
- (49) *Ibid.*, p.215.
- (50) *Year Books of Edward II, vol. V. The Eyre of Kent 6 & 7 Edward II, A. D. 1313-1314*, vol. I. ed. by The Late F. W. Maitland, et al, (Selden Society, vol.24, London, 1910), p.lxxi.
- (51) *Ibid.*, p.108.
- (52) Walker, *op. cit.*, p.18.
- (53) フラートン『法律(下)』(前掲)一九一頁。
- (54) Walker, *op. cit.*, p.15.
- (55) *Ibid.*, p.16.
- (56) *Ibid.*, p.17.
- (57) *Ibid.*, p.17. Liebermann, *a. a. O.*, S.595.
- (58) 現代の病氣治療全般についても、人間を肉体と精神の統一体と考えて治療する全体観的治療そしてホリスティック医学(holistic medicine)が推奨されなければならない。